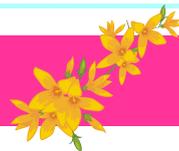


日頃から「農地・水保管理支払交付金」の取り組みにご尽力いただき、感謝申し上げます。
協議会通信では、県内の活動組織をめぐり、みなさんに色々な活動事例を紹介していきます。
今回は、前回に引き続き、平成21年度表彰地区の『ふるや桜並木づくり推進委員会』と平成23年度表彰地区の『勝沢町青空環境保全会』の活動内容を紹介させていただきます。

植栽活動

農道脇に花木を植栽



【ふるや桜並木づくり推進委員会】

地区内で散策に利用されている農道があり、そこにレンギョウ・ユキヤナギ・アベリアの花木を植栽しています。この農道脇には市の事業で植栽した桜もあり、ベンチも設置しました。農道の砂利補充や、コンクリート舗装も直営で実施しており、このような活動を通じて、「ごくろうさん」と声かけするなど、地域の顔が見えるようになったそうです。



【勝沢町青空環境保全会】

通学路の脇に年2回の植栽活動を行っています。草むしりは月2回程度、各種団体に実施してもらっているそうです。

植栽活動を続けた結果、地域からゴミが減り、川がキレイになったことで、ホタルの自然発生を観察することができました。

地域でよく利用されている場所に植栽していくことが、周りの住民の参加を促すこととなります。



学校教育との連携



遊休農地にサツマイモ



【勝沢町青空環境保全会】

遊休農地対策としてサツマイモを栽培しています。

この活動は、近くの小学校と連携して、1，2年生を対象にしたサツマイモの植え付けと収穫の農業体験を提供する場となっています。

サツマイモの収穫体験を地区内小学校の校長先生に持ちかけたところ、小学校も食育として農業体験活動を求めているので、スムーズに活動実施に向けて話しが進みました。

学校の活動に取り入れるとなると、50分間の授業の中で移動と作業をしなければならないので、

学校の近くに活動に適した農地が必要になります。勝沢町青空環境保全会では、小学校の近くに遊休農地があったので、学校との連携が可能となりました。

サツマイモの苗は学校で用意してもらい、草むしりも年2回ほど子ども達に行ってもらっています。

秋には、小学校の収穫祭に招待され、子供たちから感謝の手紙をもらい、とても嬉しい反面、正直緊張するとのことでした。



遊休農地発生に伴う交付金返還について

群馬県では5月に会計検査を受けたところですが、農地・水保全管理支払は全国的な調査の対象となっており、農林水産省が全国の活動組織を対象に協定農用地内に遊休農地(耕作放棄地)がないかどうか、調査することになりました。具体的な調査内容等については市町村から連絡されますので、ご協力をお願いします。遊休農地は毎年発生状況を把握して、協定期間中に解消することが要件となっています。協定期間中に解消できなければ、要件未達成となり、その農地にかかる交付金を遡って返還することになります。このように、要件の未達成は交付金の返還となりますので、再度、この事業の要件をよく確認して活動していただきますようお願いいたします。

共同活動の要件				
基礎活動	点検診断 ……※遊休農地等発生状況の把握 施設の点検診断		毎年実施	
	年度計画の策定		毎年実施	
	研修		協定期間内に1回以上	
	実践活動	農地	・※遊休農地の発生防止	毎年実施
			・草刈り	毎年実施
			・畦畔補修、施設の適正管理	点検結果に応じて実施
		水路	・草刈り、泥上げ	毎年実施
			・施設の適正管理	点検結果に応じて実施
		農道	・草刈り、泥上げ	毎年実施
			・施設の適正管理	点検結果に応じて実施
ため池		・草刈り、泥上げ	毎年実施	
	・施設の適正管理	点検結果に応じて実施		
農村環境保全活動	計画策定	・1つ以上のテーマを選び、テーマに沿って、計画策定、啓発普及、実践活動を毎年実施		
	啓発普及			
	実践活動			

※会計検査院は、協定農用地内に遊休農地がある場合は、この項目について要件未達成と判断し、さらに、その遊休農地が交付金の算定基礎(交付対象農用地)となっている場合は、交付金を返還しなければならないと指摘しています。

遊休農用地の扱いについて

- ・協定内の農用地がどのような状態にあるのか現地を確認してください。遊休農地があった場合、組織の共同活動でどのように解消するのか、組織内で話し合ってください。
- ・解消できないと判断した場合は、協定農用地から除外する手続きをしてください。ただし、除外した場合はその遊休農地についての交付金の返還が必要となります。

遊休農用地とは・・・

- ・人力、農業用機械による草刈り、耕起により農業生産の再開が不可能な農用地です。

関東農政局の抽出検査について

関東農政局では活動組織の抽出検査を実施しています。今年度は共同活動7組織、向上活動10組織が該当します（検査対象となった組織には連絡済みです。）。

すでに3回検査が実施されましたが、以下のような点を指摘されました。今後の活動の参考としてください。

活動記録	<ul style="list-style-type: none">・ 活動時間を記入しておくこと・ 参加人数と参加者名簿の整合性をとること。特に日当を払っている場合は要注意・ 食事等の支出は他の構成員から批判が出ないように注意すること
金銭出納簿	<ul style="list-style-type: none">・ 領収書の宛名は活動組織とすること・ 領収書には日付をいれ、“品代”等ではなく、何を購入したかわかるようすること・ 金銭出納簿がマイナス表示にならないよう、立替えた金額は収入として記入し、立替えの精算は収入欄にマイナスで記入すること・ 支出内容を具体的な内容とすること。（×水路の適正管理 → ○モルタルの購入、作業日当（○/○日分）など）
工 事	<ul style="list-style-type: none">・ なるべく3者見積りとすること・ 契約書をきちんと交わし、工事内容がわかるようにしておくこと（工事の延長を必ず記入すること）・ 工事内容が変更になった場合は、変更契約書を交わしておくこと・ 財産管理台帳を作成すること・ 工事内容を変更した場合は事業計画も変更させておくこと



安全対策の徹底について

東北管内で共同活動による農道の敷砂利作業中にトラックと重機の間で挟まれて構成員の方が亡くなってしまった事故が発生しました。作業の際には、以下の点に注意し、改めて安全確保を構成員に周知するとともに安全に作業してもらいますよう、よろしく申し上げます。詳細は別途通知文をご覧ください。

1. 作業前には必ず参加者全員に作業時の注意点・連絡確認をしてください。
2. どんな作業でも、安全責任者を決めてください。
3. トラックや重機を使用するときは、誘導員を配置してください。
4. 怪我をする恐れのある現場や作業では、ヘルメット等を着用してください。
5. 万が一に備え、傷害保険に加入してください。



簡易書類作成システムをつくりました

実績報告に必要な活動記録、金銭出納簿等の作成システムをつくりました。エクセルに関数を入れたものですので、エクセルを扱えることが条件となることをご了承ください。

ファイルは協議会HPに掲載しましたので、ダウンロードして活用してください。使用について不明な点があればご連絡ください。

■発行 群馬県水土里保全協議会 URL <http://www.nouti-mizu-gnm.jp/>
〒371-0837 前橋市箱田町350番地
Tel:027-251-4105 Fax:027-251-4139 (群馬県土地改良事業団体連合会)